（事業の休廃止の認可の申請）

第九条　農地中間管理機構は、法第十四条第一項の規定により農地中間管理事業の全部又は一部の休止又は廃止の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一　休止し、又は廃止しようとする農地中間管理事業の内容

二　休止し、又は廃止しようとする年月日

三　休止しようとする場合にあっては、その期間

四　休止又は廃止の理由

（募集の方法等）

第十条　法第十七条第一項の規定による借受けを希望する者の募集は、毎年一回以上定期的に、原則として、当該募集の開始の日から三十日以上の期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2　法第十七条第一項の農林水産省令で定める基準は、市町村の区域又は市町村内の町若しくは字その他の区域であることとする。

3　法第十七条第二項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（農用地利用配分計画の作成等）

第十一条　農地中間管理機構は、法第十八条第一項の規定により農用地利用配分計画を定めようとするときは、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることを旨として、当該農用地利用配分計画の作成の時期等につき適切な配慮をするものとする。

2　農地中間管理機構は、法第十八条第一項の規定により農用地利用配分計画の認可を受けようとするときは、当該農用地利用配分計画に次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一　次に掲げる事項（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の三十一第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が賃借権の設定等を受ける場合にあっては、へに掲げる事項）を記載した書類

イ　賃借権の設定等を受ける者についての次に掲げる事項

(1)　その者が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農用地等の利用の状況

(2)　その者の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

ロ　賃借権の設定等を受ける者が農業生産法人である場合には、次に掲げる事項

(1)　農業生産法人が現に行っている事業の種類及び売上高並びに賃借権の設定等を受けた後における事業計画

(2)　農業生産法人の構成員の氏名又は名称及びその有する議決権

(3)　農業生産法人の構成員からその農業生産法人に対して権利を設定し、又は移転した農用地の面積

(4)　農業生産法人の構成員のその農業生産法人の行う農業（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項第一号に規定する農業をいう。(7)において同じ。）への従事状況及び賃借権の設定等を受けた後における従事計画

(5)　農地法第二条第三項第二号ホに掲げる者が農業生産法人の構成員となっている場合には、その構成員がその農業生産法人に委託している農作業（同号ホに規定する農作業をいう。）の内容

(6)　承認会社（農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号。以下「投資円滑化法」という。）第五条に規定する承認会社をいう。以下同じ。）であって投資円滑化法第十条第一項の規定の適用を受けるものが農業生産法人の構成員となっている場合には、その構成員の株主の氏名又は名称及びその有する議決権

(7)　農業生産法人の理事等（農地法第二条第三項第三号に規定する理事等をいう。）の氏名及び住所並びにその農業生産法人の行う農業及び農作業への従事状況及び賃借権の設定等を受けた後における従事計画

ハ　賃借権の設定等を受ける者が個人である場合には、その者のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

ニ　賃借権の設定等を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響

ホ　賃借権の設定等を受ける者が法第十八条第四項第四号に規定する者（農業生産法人、農業協同組合、農業協同組合連合会その他同号の政令で定める者を除く。第十五条において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

(1)　地域の農業における他の農業者との役割分担の計画

(2)　その者が法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況及び賃借権の設定等を受けた後における従事計画

ヘ　その他参考となるべき事項

一　土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）

二　賃借権の設定等を受ける者のうちに法人（地方公共団体及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人を除く。第十七条第二項第一号において同じ。）が含まれる場合には、その定款又は寄附行為の写し

三　賃借権の設定等を受ける者のうちに農業生産法人（農事組合法人又は株式会社であるものに限る。）が含まれる場合には、その組合員名簿又は株主名簿の写し

四　賃借権の設定等を受ける者のうちに農業生産法人が含まれる場合には、その構成員が承認会社であって投資円滑化法第十条第一項の規定の適用を受けるものを構成員とする農業生産法人が含まれる場合には、その構成員が承認会社であることを証する書類及びその構成員の株主名簿の写し

五　賃借権の設定等を受ける者のうちに承認会社又は承認組合（投資円滑化法第五条に規定する承認組合をいう。以下この号において同じ。）であって投資円滑化法第十条第二項の規定の適用を受けるものを構成員とする農業生産法人が含まれる場合には、その構成員が承認会社又は承認組合であることを証する書類

六　賃借権の設定等を受ける者のうちに農地法第二条第三項第二号チに掲げる者が構成員となっている農業生産法人が含まれる場合には、その構成員とその農業生産法人との間で締結された契約書の写しその他のその構成員が同号チに掲げる者であることを証する書類（その構成員が同号の政令で定める者である場合には、当該書類及び農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第一条第一号から第五号までに掲げる者のいずれかであることを証する書類）

七　賃借権の設定等を受ける者のうちに農地法施行令第六条第二項第三号に規定する法人が含まれる場合には、その法人が農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）第十六条第二項の要件を満たしていることを証する書類

八　賃借権の設定等を受ける者のうちに農地法施行令第六条第二項第三号に規定する法人が含まれる場合には、その法人が農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）第十六条第二項の要件を満たしていることを証する書類

九　その他参考となるべき書類

（公告の方法）

第十二条　法第十八条第三項の規定による公告は、同条第一項の認可の申請があった旨及び当該申請に係る農用地利用配分計画を都道府県の公報に掲載することその他所定の手段により行うものとする。